

岩手県

許可番号 00315005192

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県大船渡市猪川町字久名畑86番地5

氏名 株式会社岩手環境保全 代表取締役 新沼 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 森 達也



許可の年月日 令和 2年 5月 8日

許可の有効年月日 令和 7年 5月 7日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有  
取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

(以下、裏面記載)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり  
以下余白

3. 許可の条件  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年	5 月	8 日	当初許可
平成 7 年	5 月	8 日	更新許可
平成 12 年	5 月	8 日	更新許可
平成 12 年	10 月	25 日	事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くずを追加したこと。）
平成 14 年	9 月	5 日	変更届出書受理（代表者を小松賢吾から変更したこと。）
平成 17 年	5 月	8 日	更新許可
平成 18 年	1 月	16 日	事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの積替え・保管を追加したこと。）
平成 22 年	5 月	8 日	更新許可
平成 24 年	7 月	3 日	事業範囲の変更許可（石綿含有産業廃棄物を追加したこと。）
平成 27 年	5 月	8 日	更新許可
平成 27 年	8 月	6 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 27 年	9 月	9 日	事業範囲の変更許可（がれき類の積替え・保管を追加したこと。）
平成 28 年	6 月	30 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 29 年	4 月	28 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
令和 元年	6 月	21 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
令和 2 年	5 月	8 日	更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

## 別表（積替え・保管施設の概要）

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	9.5	16.2	5.67	屋外保管(鉄製コンテナ(16.2m <sup>3</sup> )×1)
紙くず	—	2.0	2.4	0.72	屋内保管(メッシュ籠(2.4m <sup>3</sup> )×1)
木くず	—	2.0	2.4	1.32	屋内保管(メッシュ籠(2.4m <sup>3</sup> )×1)
繊維くず	—	2.0	2.4	0.29	屋内保管(メッシュ籠(2.4m <sup>3</sup> )×1)
金属くず	—	9.5	16.2	18.31	屋外保管(鉄製コンテナ(16.2m <sup>3</sup> )×1)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	—	2.0	2.4	2.4	屋内保管(メッシュ籠(2.4m <sup>3</sup> )×1)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず(廃石膏ボード)	—	8.0	9.6	9.6	屋内保管(メッシュ籠(2.4m <sup>3</sup> )×4)
	—	9.5	16.2	16.2	屋内保管(鉄製コンテナ(16.2m <sup>3</sup> )×1)
がれき類	—	9.5	16.2	23.98	屋外保管(鉄製コンテナ(16.2m <sup>3</sup> )×1)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くずの混合物	—	2.15	3.01	1.269	屋内保管(小型ユニットハウス)

以下余白

広域  
局長  
印  
専任